

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.17
2011年2月23日発行



2月9日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

裁判は、2月9日午後13時30分から始まり、傍聴者49名の参加でした。今回、証人尋問にたつたのは、06年5月1日に面接相談をおこない（その後、別のワーカーが6月21日の面談で申請受理）、受理後の調査を担当し、保護決定後は、担当ケースワーカーとなり、8月29日には、白血病の原告を伴う保護世帯員減の変更、その後9月に白血

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論・4回の証人尋問が行われています。2月9日の第17回は、原告が生活保護申請を受理される直近の面接を行い、申請受理後の調査と保護決定後の担当ケースワーカーとなり、受理2ヶ月後には、他市に転居させたT氏の証人尋問が行われました。次回、4月20日証人尋問は、当時の原告に関わる課長3名の証人尋問が行われます。次回傍聴をお願いします。

先
の
被
告
三
郷
市
の
見
通
し
の
な
い
原
告
追
い
出
す

病の原告、退院による保護廃止決定をおこなった人物です。

三郷市証人尋問
ポイント

原告側代理人による
反対尋問

①証人が面接相談をした時点で、原告が要保護状態にあつたこと、証人のそのときの認識と対応（扶養義務・稼働能力の強調）

②原告の家賃滞納に対して、住宅扶助費の不支給と転居指導

③原告夫のみを三郷市の生保支給対象とし、世帯分離し、原告妻と次女を他市に転居させ二人に対しては保護打ち切り、移管手続きなし

④原告夫は退院をもつ

て、生保打ち切り、移管手続きなし

証人の面接相談対応

原告弁護士の質問

「この世帯の生活は、前の面接時（05年11月）と変わらない」と記載があり、当時の一家の収入は多くても18万円、三郷市の4人世帯の最低生計費は20〜25万円です。生活保護が必要ということにならないか」
証人「このときは要否判定をしていない」
原告弁護士

「05年3月から家賃滞納があり、更新が出来ない」という訴えがあり、夫が白血病で生活費も足りない、大変な状況と思わなかったか」
証人「思わなかった」
「この日の本人の主訴は不明であった」

第十八回裁判・証人尋問

日時：二〇一一年四月二〇日（水）

午後一時三〇分〜四時

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます



2月9日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

「原告から生活保護を受けたいという訴えはなかった」

原告弁護士

「申請意思の確認はしたか」

証人「覚えていない」

原告弁護士「もし確認したら記録に書くのでは。被告準備書面には、申請意思は確認したと書かれている」

証人「覚えていない」

原告弁護士「面接記録に、扶養義務、身内に相談願いたいと説明」

とあるが、前回の面接記録に、親族については援助が困難とあり、確認されているのに相談しなさいと指導するのは無意味ではないか

証人「精神的援助がある」

原告は、05年3月から家賃を滞納し、取り立てが来ており、06年6月が更新時期（6月24日まで）であったが、5月の面談時に契約の

住宅扶助費不支給

更新が出来ないという話しも出ていた。

家賃額は、6万7千円。三郷市の住宅扶助費は最高額6万2千円。生活保護申請日は、6月21日。

原告らは、7月31日が保護費の初回支給日。この日の面談で、7月までの家賃の請求があったこと。8月31日までに支払いがない場合、退去とされたハガキが来ていることを相談している。証人は、この7月31日の面談時にすでに転居を提案している。

原告弁護士「家賃額がわかっているのに住宅扶助を払わないのか」

証人「大家から退去を求められているという話しがあったから」

原告弁護士「退去を求められていると住宅扶助は払わないのか」

証人「そうではない」

原告弁護士「家賃額が更新されたという話しはあったか」

証人「家賃額を確認して欲しい、確認でき

ば支払われると説明した」

原告弁護士「身内の近くへの転居を提案したとあるが、誰をさすのか」

証人「長男と長女」

8月23日に転居先が決定し、8月28日に他市に原告妻・次女転居。29日に夫のみ世帯分離。

原告弁護士「8月23日に今後の生活について話し合ったというが、どう話したか」

証人「入院している夫については、そのまま同じ世帯では入院費の負担が大変だということと、夫は三郷市で医療費のお手伝いはする」

「今後どうするのか投げかけたところ、長男も一緒に住み、次女もアルバイトをし、原告の妻も職を探すということだったので、まず自分たちでやってみてはどうかと投げかけたところ、やってみますと答えた」と説明。

原告夫も追い出し

原告弁護士「8月30日の病院の記録に、退院したら生活保護が切れる。退院が決まったら連絡欲しいと書かれている。」

証人「そう病院に伝え

た」

原告弁護士「なぜ夫の生活保護が切れるのか」

証人「他の家族が転居して生活保護が切れているので、退院したら切れると伝えた」

原告弁護士「夫の移管手続きは」

証人「三郷市の生活保護が終わりに、葛飾区で生活保護を申請した場合に重複しないように病院に連絡を求めた」

裁判官3名らの尋問の要旨と答え

①証人「高額家賃は転居指導の対象になる。差額は本人負担。基準額までは、支給される。」

②証人「自活の意思があったため、生活保護はおわりになった。」

③証人「上司と相談し、移管しないと判断した。」

④住宅扶助について、

6月21日に新規調査が行われ、不動産屋から退去の指示があり、需要が発生しだい認定と記録があるが、需要は発生していると言えるのではないか。

証人「証明書が提出されたとき」と書くべきだった

⑤自活の話は8月23日にどちらからしたのか。

証人「私からした」

⑥転居で原告の生活は好転するのか。

証人「心配な部分はあった」

次回証人は、三郷市の当時の3名の課長です。傍聴をお願いします。署名は埼玉社保協のホームページから <http://www.shahokyo.org/> にアクセスを。署名は「支援する会」までお寄せください。